

## 第1章 指針策定（改訂）の目的

「多様な主体」が、それぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項（協働の考え方、協働を推進する体制づくり）の共有化を図ることを目指します。

### ◆本指針における「多様な主体」とは

- ◇市 民  
市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人
- ◇行 政  
法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関
- ◇自治会等の地縁組織  
自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織
- ◇NPO・ボランティア団体  
協働を推進する上で、地域活動を行う団体・組織
- ◇企業・団体  
様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体
- ◇外部人材  
専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材
- ◇中間支援組織  
協働を推進する上で、「多様な主体」同士の活動を中間的に支援する組織

## 第2章 本市の現状と課題

### ◆現状

- ◇若年者を中心とした人口流出と少子高齢化による人口減少が進んでいます。
- ◇地域課題に対応した各種NPO・ボランティア団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難となっている団体も見受けられます。



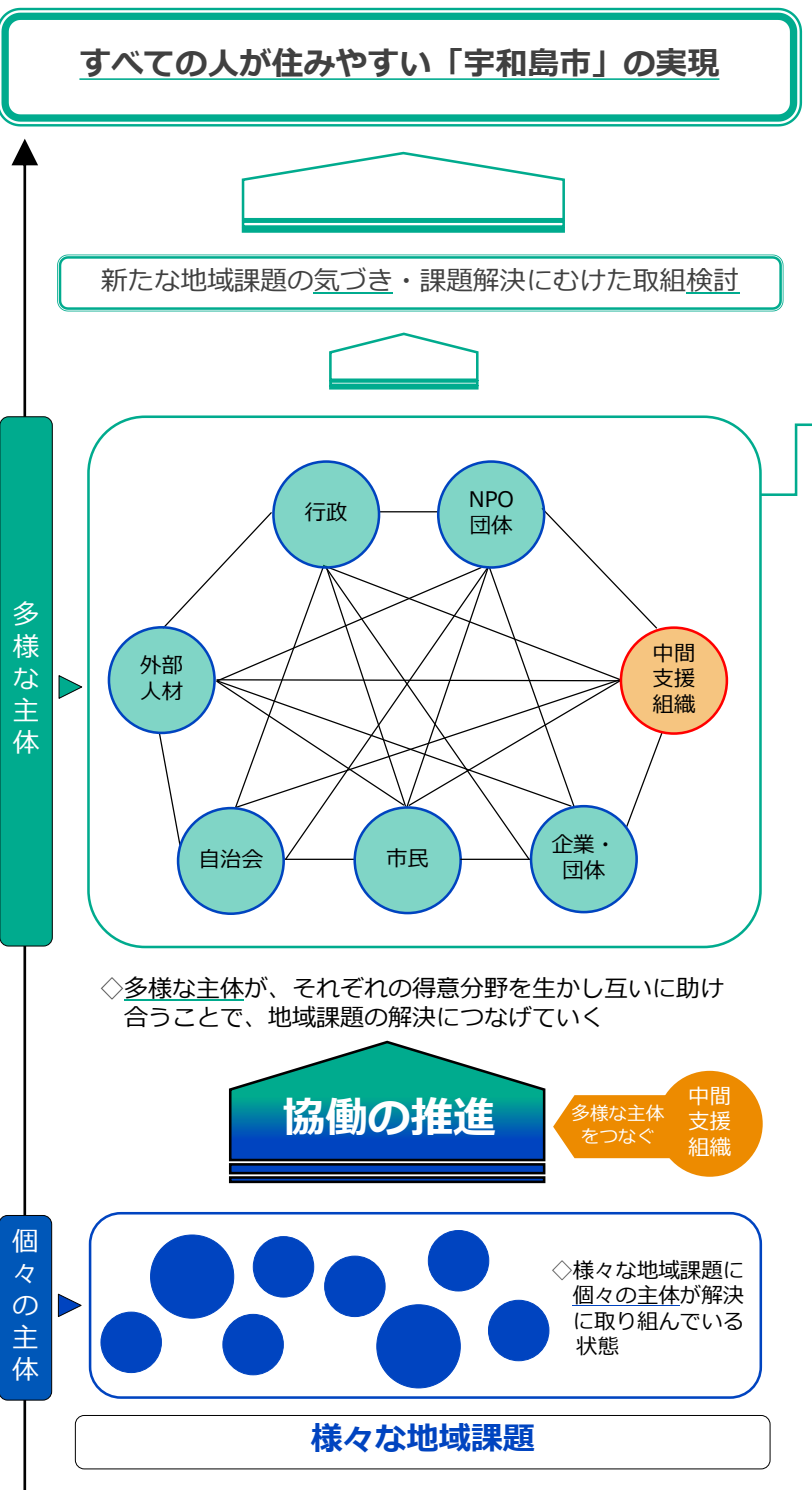
### ◆課題

近年、様々な地域課題が顕在化していく中で、地域課題の解決のためには「多様な主体」が情報を共有すると共に、「協働のまちづくり」の担い手として、すべての人が連携していく必要があることが伺えます。  
そのため、「多様な主体」が互いに支え合いながら、協働できる体制の確立を図っていく必要があります。

## 第3章 協働の考え方（1）

### ◆地域課題解決に向けた協働のイメージ

多様な主体が協働することによって、地域が抱える様々な課題の解決を図ります。



### ◆協働の領域

- ◇協働とは  
多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して活動することです。
- ◇協働の目的  
地域に関わる多様な主体が、互いに助け合う体制の形をつくり、「すべての人が住みやすい宇和島市の実現」に向けたまちづくりを推進します。
- ◇協働を推進するための役割  
多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして、主体的・積極的に取り組むことが重要です。

### 各主体の役割

市民	持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域課題の解決やまちづくりに向け主体的に取り組む。
行政	◇広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体と情報・意識の共有化を図る。 ◇協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備する。 ◇協働のまちづくりのための方策の立案（各種計画等）を図る。
地縁組織	◇個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するため、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに様々な活動に取り組む。 ◇地域の活動に市民の参加を促す。
NPO	◇専門性を発揮し、主体的に公共的課題やまちづくりに取り組む。 ◇市民の活動参加のきっかけを提供する。 ◇自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。
人外材部	◇専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む。
企業・団体	◇地域の一員として、積極的にまちづくりに参加する。 ◇従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対する人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援する。
中間支援組織	◇地域課題解決のため、多様な主体との間で情報収集・提供を行う。 ◇NPO・ボランティア団体等の活動支援を行い、協働の中で活動を実施し、地域ネットワークの強化を図る。 ◇協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、協働のまちづくりへの参加意識を高める。 ◇協働のまちづくりを推進する上での施策等に関する提言。

## 第3章 協働の考え方（2）

### ◆協働の領域図

【市民の領域】		協働の領域			【行政の領域】
A	B	C	D	E	
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参画を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域	

※ここでいう市民とは、市民、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等のことを指します。

### ◆協働の形態

形態	内容	領域
民間同士	地域課題の解決に向けて、自らの意思による地域行事・活動へ参加するもの (例：清掃活動、お祭りイベントなど)	A
補助・交付金	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が支援を行うもの (例：地域づくり交付金など)	B
後援	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの (例：NPO団体等が主催する地域イベントなど)	
共催	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が共に主催者となり、事業を行うもの (例：シンポジウムなどの共同開催など)	C
事業協力・支援	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合うもの (例：包括連携協定など)	
情報提供・情報共有	それぞれが持つ情報を提供し合い、活用するもの (例：情報共有会議の開催・参加など)	
実行委員会	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が実行委員会を組織し、事業を行うもの (例：イベント実行委員会など)	D
政策提言	自治会やNPO・ボランティア団体等が、その専門知識などに基づく施策を市に提案し、政策形成に反映しようとするもの (例：各種審議会など)	
委託	より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治会・NPO・ボランティア団体等に市の事業を委ねるもの (例：業務委託など)	
行政同士	共通課題の解決のために、行政同士が連携するもの (例：広域連携、カウンターパートなど)	E

### ◆協働によって期待される効果

互いの力を出し合い、それぞれの特性や得意分野を生かすことで、地域課題解決への取り組みが円滑に進みます。

◇市民目線で主体的に取り組むことができ、自分達にあった課題解決につながります。

◇地域コミュニティの活動において、多様な主体と連携した活動を進めることができ、暮らしやすい地域づくりにつながります。

◇多様な主体間での情報共有によって、地域課題解決のための支援・受援の効果的な推進につながります。

◇各主体の活動の限界を補完することで、多様化・複雑化する地域課題への対応につながります。

◇多様化・複雑化する地域における課題を把握することができ、効果的な施策の立案、公的サービスの提供につながります。

◇多種多様な知識や経験を持つ人、団体等との交流を促進することができ、活動の場や生きがいの場の拡がりにつながります。

◇各主体は、理念等を効果的に実現できるとともに、多様な主体とのネットワークによって、活動に関する関心・認知度が高まり、幅広い活動につながります。

◇異なる発想と行動力を持つ多様な主体が、協働によって、相互の理解を深めることができます。また、各主体の持続可能な活動につなげることができると共に、相手の立場に立ち地域課題に向き合うことで、意識の向上につながります。

#### ◇補完とは

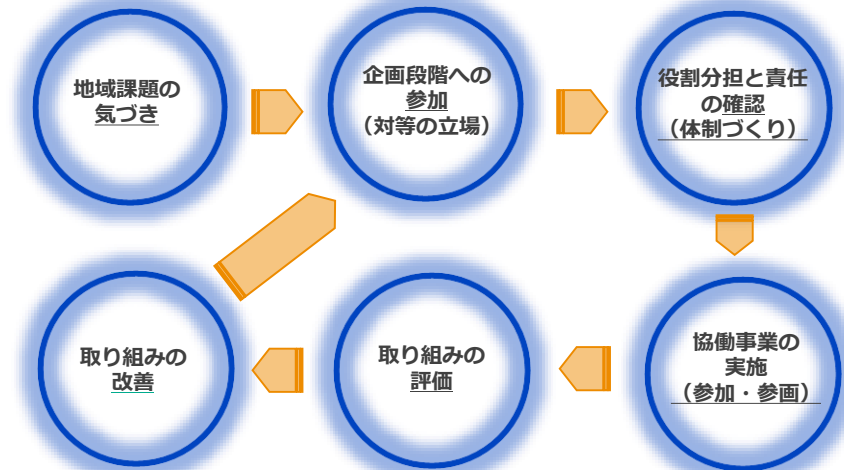
本指針の中で「補完」とは、各主体が個々で解決できる課題はそれぞれが、各主体が個々で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むことをいいます。

#### ◇公的サービスとは

本指針の中で「公的サービス」とは、自治会等の地域コミュニティや、NPO・ボランティア団体、企業等も含めた、本市に居住する人、働く人や集う人など、すべての人達が日常生活や社会生活を円滑に送るために必要とされるものです。

### ◆協働のまちづくりのプロセス

協働により、対等の立場で、地域課題や事業の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる取り組みを進めることが大切です。



◇取り組みを通じ、担い手を増やすと共に人材の育成を進めることが重要です。

すべての人が住みやすい「宇和島市」の実現

## 第4章 協働を推進する体制づくり

### ◆協働のまちづくり推進体制の整備

- ◇多様な主体によるまちづくりへの参画・意識強化
- ◇多様な主体による連携の強化
- ◇多様な主体による財政支援・制度の充実
- ◇行政の体制強化

### ◆多様な主体との情報・意識の共有化

- ◇多様な主体が情報を積極的に提供しあうことによる意識の共有化
- ◇多様な主体が様々なネットワークでつながるための環境づくり推進

### ◆多様な主体によるまちづくりの担い手の育成

- ◇中間支援組織の育成支援
- ◇市民活動拠点の充実